

**改正**

平成22年9月29日条例第30号

平成25年6月28日条例第27号

平成26年9月29日条例第45号

平成26年12月25日条例第55号

平成28年9月30日条例第24号

松浦市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、母子家庭における母と子、父子家庭における父と子及び寡婦等のひとり親家庭等に対して、医療費の一部を助成することにより、その生活の安定と自立を支援し、もって福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 母子家庭における母

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に定める配偶者のない女子であつて、現に20歳未満の子を監護している者をいう。

イ 児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。）第1条の2第2号に規定する20歳未満の子を現に監護している母をいう。

(2) 母子家庭における子

ア 母子家庭における母が現に監護している子又は父母のない子（法附則第3条に規定する父母のない児童をいう。）であつて、18歳未満の者又は高等学校に在学する20歳未満の者をいう。

イ 施行令第1条の2第2号に規定する児童であつて、母が現に監護している18歳未満の者又は高等学校に在学する20歳未満の者をいう。

(3) 父子家庭における父

ア 法第6条第2項に定める配偶者のない男子であつて、現に20歳未満の子を監護している者をいう。

イ 施行令第2条第2号に規定する20歳未満の子を現に監護している父をいう。

- (4) 父子家庭における子
- ア 父子家庭における父が現に監護している子であって、18歳未満の者又は高等学校に在学する20歳未満の者をいう。
  - イ 施行令第2条第2号に規定する児童であって、父が現に監護している18歳未満の者又は高等学校に在学する20歳未満の者をいう。
- (5) 寡婦等 法第6条第4項に規定する寡婦及び同法附則第6条第1項に定める者並びに未婚の女子のうち、年齢60歳以上70歳未満で、かつ、扶養義務者と生計を同一にしない者をいう。
- (6) 保護者 母子家庭における子又は父子家庭における子を現に監護している者で、かつ、本市に住所を有する者をいう。
- (7) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
  - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
  - ウ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
  - エ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
  - オ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
  - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
  - キ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
- (8) 保険給付 医療保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、家族療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費をいう。
- (9) 負担金 医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額（入院時食事療養費の標準負担額は除く。）をいう。

(助成対象者)

**第3条** この条例において医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、本市に住所を有する者であって前条第1号から第5号に規定する者で前条第7号に掲げる医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者及び被扶養者（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者を除く。）である者とする。ただし、市長が必要であると認めるときは、この限りでない。

(助成の額)

**第4条** 助成対象者に係る保険給付につき、助成対象者又はその保護者がその負担金を支払った場合には、市長は、次に掲げる額を助成対象者又はその保護者に対して助成するものとする。

(1) 母子家庭における母と子又は父子家庭における父と子に係る医療費にあつては、当該負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円(1月につき、その額が1,600円を超えるときは1,600円)を控除した額とする。

(2) 寡婦等に係る医療費にあつては、寡婦等が病院又は診療所へ入院する場合の負担金から当該入院日数1日につき1,200円を控除した額とする。

2 前項の助成は、法令の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付及び保険者の負担による付加給付がある場合は、当該助成額からその額を控除するものとする。

(受給資格の認定)

**第5条** この条例による医療費の助成を受けようとするときは、助成対象者又はその保護者は規則で定めるところにより受給資格の認定を受けなければならない。

(受給者証の交付)

**第6条** 市長は、前条の規定により受給資格の認定を受けた者(以下「受給者」という。)に対し、規則で定めるところにより受給者証を交付する。

(助成の方法)

**第7条** 第4条に定める医療費の助成は、規則で定めるところにより、受給者の申請に基づき行うものとする。

2 前項に定める申請があつたときは、その内容を審査し、当該申請に係る支給額を決定し、申請者に支給するものとする。

(助成の制限)

**第8条** 助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条の規定にかかわらずこの条例に定める医療費の助成をしないものとする。

(1) 母子家庭における母又は父子家庭における父の前年の所得が、施行令第2条の4第2項に定める額以上であるとき。

(2) 母子家庭における母の配偶者、父子家庭における父の配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者でその母又は父と生計を同じくする者の前年の所得が、施行令第2条の4第8項に定める額以上であるとき。

(3) 第2条第2号に規定する父母のない子の保護者の前年の所得が、施行令第2条の4第7項に定める額以上であるとき。

(4) 寡婦等が、前年分の所得税を課せられているとき。

(助成金の返還)

**第9条** 市長は、偽りその他の不正行為により、助成金を受けた者があるときは、その者から当該支給をした金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の譲渡等の禁止)

**第10条** この条例による助成を受ける権利は、他に譲り渡し、又は担保に供することができない。

(届出義務)

**第11条** 受給者は、規則で定める事項に該当するに至ったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、受給者が正当な理由がなく前項の規定による届出をしないときは、医療費の助成を一時差し止めることができる。

(委任)

**第12条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行し、同日以後の診療に係る医療費から適用する。

(施行前準備行為)

2 この条例の規定による受給資格認定及び受給資格認定のために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

#### 附 則 (平成22年条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年12月1日から施行し、同日以後の診療に係る医療費から適用する。

(施行前準備行為)

2 この条例の規定による受給資格認定及び受給資格認定のために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

#### 附 則 (平成25年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成26年条例第45号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

#### 附 則 (平成26年条例第55号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の松浦市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の規定は、平成26年12月1日から適用する。

**附 則**（平成28年 9 月30日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の松浦市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第 8 条第 2 号及び第 3 号の規定は、平成28年 8 月 1 日から適用する。